

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
がと日
の翌日)

目次

◇規則 鳥取県種豚検査条例施行規則を廃止する規則 (畜産課)

◇告示 全国自治宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加に関する事項等 (財政課)

ゴルフ場利用税の税率に係る等級の決定 (税務課)

ゴルフ場に類する施設の課税施設利用税の税率に係る等級の決定の廃止 (〃)

町等の区域の変更等 (地方課)

字の区域の変更等 (〃)

土地改良区の役員の住所の変更 (農村整備課)

土地改良区の清算人の就任 (〃)

土地改良法による換地処分 (〃)

保安林の指定の解除予定 (造林課)

一般国道の区域が変更された旨の告示 (道路課)

一般国道の区域の変更 (〃)

土地区画整理法による換地処分 (二件) (都市計画課)

都市計画の変更 (五件) (〃)

開発行為に関する工事の完了 (〃)

急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防利水課)

建築基準法により同一敷地内にあるものとみなされる二以上の構えをなす建築物 (建築課)

災害危険区域の指定 (〃)

鳥取県指定金融機関等の店舗の名称等の一部改正 (会計課)

農業振興地域整備計画の策定 (農政課)

◇公告 自衛官の募集 (消防防災課)

◇正誤 昭和六十三年十二月鳥取県告示第千七百七十六号中訂正

平成元年二月鳥取県告示第二百号中訂正

公布された規則のあらまし

◇鳥取県種豚検査条例施行規則を廃止する規則

一 鳥取県種豚検査条例施行規則を廃止することとした。

二 この規則は、平成元年四月一日から施行することとした。

規則

鳥取県種雄豚検査条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成元年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十三号

鳥取県種雄豚検査条例施行規則を廃止する規則

鳥取県種雄豚検査条例施行規則（昭和五十九年十月鳥取県規則第七十号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百四十一号

仙台市を全国自治宝くじ事務協議会に加えるとともに、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六の規定に基づき、その例によることとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 全国自治宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加に関する事項

1 加入地方公共団体の名称

仙台市

2 加入年月日

平成元年四月一日

二 全国自治宝くじ事務協議会規約の変更に関する事項

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第三条第二号中「広島市」の次に「、仙台市」を加える。

附 則

この規約は、平成元年四月一日から施行する。

鳥取県告示第四百四十二号

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）第七十九条第二項の規定に基づき、ゴルフ場利用税の税率に、係る等級を次のように定め、平成元年四月一日から施行する。

昭和五十一年三月鳥取県告示第二百五十一号（娯楽施設利用税の税率に係る等級の決定等について）は、平成元年三月三十一日限り廃止する。

平成元年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 ゴルフ場利用税の税率に係る等級は、ゴルフ場のホール数及び利用料金に応じ、次の表のとおりとする。

等級	ホール数が一八ホール以上のゴルフ場	ホール数が一八ホール未満のもの
一級	利用料金が二二、〇〇〇円以上	
二級	利用料金が一〇、〇〇〇円以上二、〇〇〇円未満のもの	
三級	利用料金が七、〇〇〇円以上一〇、〇〇〇円未満のもの	
四級	利用料金が五、五〇〇円以上七、〇〇〇円未満のもの	
五級	利用料金が四、五〇〇円以上五、五〇〇円未満のもの	利用料金が六、五〇〇円以上
六級	利用料金が三、五〇〇円以上四、五〇〇円未満のもの	利用料金が四、五〇〇円以上六、五〇〇円未満のもの
七級	利用料金が三、五〇〇円未満のもの	利用料金が四、五〇〇円未満のもの

備考

1 利用料金とは、当該ゴルフ場の非会員の平日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」と総称する。）以外の日をいう。）におけるグリーンフィーの額をいう。ただし、非会員が当該ゴルフ場を利用する際グリーンフィー以外に当該ゴルフ場の利用の対価又は負担として支払うべき料金がある場合において、その料金の額がグリーンフィーの額の二十パーセントを超えるときは、その超える額を当該グリーンフィーの額に加算した額をグリーンフィーの額とみなす。

す。

2 1のグリーンフィーの額が当該ゴルフ場の非会員の休日におけるグリーンフィーの額（非会員が当該ゴルフ場を利用する際グリーンフィー以外に当該ゴルフ場の利用の対価又は負担として支払うべき料金がある場合において、その料金の額がグリーンフィーの額の二十パーセントを超えるときは、その超える額を当該グリーンフィーの額に加算した額）の七十パーセントに満たないときは、1にかかわらず、当該非会員の休日におけるグリーンフィーの額の七十パーセントに相当する額をグリーンフィーの額とみなす。

3 パブリックコースのゴルフ場についての利用料金は、前1・2の規定により求めた額の九十パーセントに相当する額とする。

二 料金の定めのないゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率に係る等級は、前号の規定にかかわらず、七級とする。

鳥取県告示第四百四十三号

昭和五十六年三月鳥取県告示第二百八十九号（ゴルフ場に類する施設の娯楽施設利用税の税率に係る等級の決定について）は、平成元年三月三十一日限り廃止する。

平成元年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百四十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、境港市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更並びに廃止は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三百条第四項後段の規定による米子境港都市計画事業上道中野土地区画整理事業の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域（昭和六十三年一月三十一日現在の地番による。）
馬場崎町	馬場崎町のうち二五七の一部、二六〇の一部、二六一の二の一部、二六二から二六四までの一部、二六五の一から二六五の三まで、二六六の一、二六六の二、二六七の一部、二七三の一部、二七四から二七七まで、二七八の一部、二七九、二八〇、二八一の一部、二八二、二八三、二八四の一部、二九一の一部、二九二の二の一部、二九二の三の一部、二九三の一部、二九五の一部、二九九の一部、三〇〇の一部、三〇三の二の一部、三〇三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
上道町	上道町字川底の全域 上道町字神主松の全域 上道町字岸ノ下の全域
	上道町字月谷の全域 上道町字上鴻河の全域 上道町字中鴻河の全域 上道町字上頭無の全域 上道町字中頭無の全域 上道町字皇松六一四の一、六一五、六一五の第四及びこれらと一体をなす国有地の一部 上道町字榎東六一六、六一六の二、六一七、六一七の二、六三〇、六三〇の一、六三〇の二、六三一の一、六三一の二、六三一の三、六三二、六三三、六三三の内第一、六三四の一、六三四の内第七、六三五、六三五の一、六三五の五の一部、六三五の六及びこれらと一体をなす国有地 上道町字里道七六六の一、七六六の二、七六七、七六八、七六八の一から七六八の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 上道町字王神敷のうち八四七、八四七の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 上道町字大蛇郷のうち九一三の次二、九一四の一、九一五の二、九一六、九一八、九二四、九二四の一、九二五、九二五の次一、九二六、九二六の次一、九二七の一、九二七の次一、九二八、九二八の次一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 上道町字上尻田のうち一九一の五から一九一の七まで、一九一の八の一部、一九一の九、一九一の一〇の一部、一九一の一一の一部、一九二の三、一九二の五、一九二の七、一九八の四、一九八の五、一九八の六の一部、一九八の七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 上道町字堂田のうち一一一の一部、一一一五の一部、一一一六の一部、一一七〇の一部、一一七二から一一七四までの一部、一一七七から一一七九までの一部、一一八三の一部、一一八四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

	<p>上道町字荒山一三四三の四 中野町字北屋敷五一六の一部、五一七の一、五一七の二の一部、五一九、五二〇 中野町字本宮西のうち九八三の一部、一〇一一の一部、一〇五三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇二七と一体をなす国有地の一部以外の区域 中野町字下深田一四一九の二の一部、一四二〇の一部、一四二三の一部、一四二四の一部、一四三六から一四三八までの一部、一四五五の一部、一四五六から一四五九までの一部、一四七六の一部及びこれらと一体をなす国有地 中野町字横畔一四八五の一部、一四八六の一部、一四八六の二の一部、一四八七の一部、一五一一の二の一部、一五一一の三の一部、一五三一の一部及びこれらと一体をなす国有地 馬場崎町二五七の一部、二六〇の一部、二六一の二の一部、二六二から二六四までの一部、二六五の一から二六五の三まで、二六六の一、二六六の二、二六七の一部、二七三の一部、二七四から二七七まで、二七八の一部、二七九、二八〇、二八一の一部、二八二、二八三、二八四の一部、二九一の一部、二九二の二の一部、二九二の二の一部、二九三の一部、二九五の一部、二九九の一部、三〇〇の一部、三〇三の二の一部、三〇三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>中野町</p>	<p>中野町字井尻の全域 中野町字広見の全域 中野町字西広見の全域 中野町字堂垣の全域 中野町字上深田の全域 中野町字下蛭田の全域 中野町字弥助堀の全域 中野町字北背戸の全域 中野町字北屋敷四六〇の二、四六〇の三、四八七の一、四</p>

	<p>九三、四九三の二、四九三の三、四九四、四九四の一、四九六、四九八、四九九、五〇〇、五一〇、五一一、五一四、五一五、五一六の一部、五一七の二の一部、六一二から六一四まで、六一六の一部、六一七、六一八、二八八六及びこれらと一体をなす国有地の一部 中野町字巨嶽山のうち四八八、四八八の内第一、四九〇、四九〇の一、五二二から五二四まで、五二四の二、五二五から五三〇まで、五三三、五三四、五八三の一から五八三の三まで、五八四の一、五八四の二、五八六の一、五八六の二、五八七の一から五八七の一まで、五八八、五九一、五九二の一から五九二の六まで、六〇二の一から六〇二の三まで、六〇六の一、六〇六の二、六〇七、六〇八の二、六一〇の二、六二八の一から六二八の三まで、六三〇、六三一、六四三から六四五まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 中野町字中濱田五〇八、五〇九、五二二、五二三、五一八、五二一 中野町字本宮西九八三の一部、一〇一一の一部、一〇五三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇二七と一体をなす国有地の一部 中野町字下深田のうち一四一九の二の一部、一四二〇の一部、一四二三の一部、一四二四の一部、一四三六から一四三八までの一部、一四五五の一部、一四五六から一四五九までの一部、一四七六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 中野町字横畔のうち一四八五の一部、一四八六の一部、一四八六の二の一部、一四八七の一部、一五一一の一部、一五一一の二の一部、一五三一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 中野町字下駒ヶ坪一〇八五の三の一部、一〇八五の四、一〇八七の六の一部、一〇八七の七、一〇八七の八、一一〇一の七、一二九八の六、一二九八の七及びこれらと一体をなす国有地</p>
--	--

上道町字大蛇郷	<p>中野町字神田のうち一三〇三の三、一三〇三の四、一三〇三の五の一部、一三〇九の三、一三一一の二、一三五八の二、一五六三の一、一五六四、一五六五、一五六七から一五七三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 中野町字北原一三六一の七の一部、一三六一の八、一三六一の九、一三六一の一〇、一三七三の三、二三九〇の五 上道町字上尻田一一九一の一〇の一部 上道町字堂田一一一一の一部、一一六五の一部、一一六六の一部、一一七〇の一部、一一七二から一一七四までの一部、一一七七から一一七九までの一部、一一八三の一部、一一八四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
上道町字王神敷	<p>上道町字大蛇郷九一三次の二、九一四の一、九一五の二、九一六、九一八、九二四、九二四の一、九二五、九二五の次一、九二六、九二六の次一、九二七の一、九二七の次一、九二八、九二八の次一及びこれらと一体をなす国有地</p>
上道町字皇松東	<p>上道町字王神敷八四七、八四七の一及びこれらと一体をなす国有地 上道町字皇松東のうち六一四の一、六一五、六一五の第四及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
上道町字榎東	<p>上道町字榎東のうち六一六、六一六の二、六一七、六一七の二、六三〇、六三〇の一、六三〇の二、六三一の一、六三一の次一、六三一の二、六三二、六三三、六三三の内第一、六三四の一、六三四の内第七、六三五、六三五の一、六三五の五の一部、六三五の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
上道町字里道	<p>上道町字里道のうち七六六の一、七六六の二、七六七、七六八、七六八の二から七六八の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
上道町字上尻田	<p>なす国有地の一部以外の区域</p>
上道町字荒山	<p>上道町字上尻田一一九一の五から一一九一の七まで、一一九一の八の一部、一一九一の九、一一九一の一〇の一部、一一九一の一の一の一部、一一九二の三、一一九二の五、一一九二の七、一一九八の四、一一九八の五、一一九八の六の一部、一一九八の七及びこれらと一体をなす国有地</p>
中野町字北屋敷	<p>上道町字荒山一三三三の二 中野町字北屋敷のうち四六〇の二、四六〇の三、四八七の一、四九三、四九三の二、四九三の三、四九四、四九四の一、四九六、四九八、四九九、五一〇、五一一、五一四から五一六まで、五一七の一、五一七の二、五一九、五二〇、六二二から六一四まで、六一六の一、六一七、六一八、二八八及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
中野町字巨嶽山	<p>中野町字巨嶽山四八八、四八八の内第一、四九〇、四九〇の一、五二二から五二四まで、五二四の二、五二五から五三〇まで、五三三、五三四、五八三の二から五八三の三まで、五八四の一、五八四の二、五八六の一、五八六の二、五八七の一から五八七の二まで、五八八、五九一、五九二の二から五九二の六まで、六〇二の二から六〇二の三まで、六〇六の一、六〇六の二、六〇七、六〇八の二、六一〇の二、六二八の二から六二八の三まで、六三〇、六三一、六四三から六四五まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
中野町字中濱田	<p>中野町字中濱田のうち五〇八、五〇九、五一二、五一三、五一八、五二一以外の区域</p>

中野町字下駒ヶ坪
 中野町字下駒ヶ坪のうち一〇八五の三の一部、一〇八五の四、一〇八七の六の一部、一〇八七の七、一〇八七の八、一一〇一の七、一二九八の六、一二九八の七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

中野町字神田
 中野町字神田一三〇三の三、一三〇三の四、一三〇三の五の一部、一三〇九の三、一三一一の二、一三五八の二、一五六三の一、一五六四、一五六五、一五六七から一五七三まで及びこれらと一体をなす国有地

中野町字北原
 中野町字北原のうち一三六一の七の一部、一三六一の八、一三六一の九、一三六一の一〇、一三七三の三、二三九〇の五以外の区域

区域を廃止する字の名称
 上道町字川底、上道町字神主松、上道町字岸ノ下、上道町字月谷、上道町字上鴻河、上道町字中鴻河、上道町字堂田、上道町字上頭無、上道町字中頭無、中野町字本宮西、中野町字井尻、中野町字堂垣、中野町字広見、中野町字西広見、中野町字下蛭田、中野町字上深田、中野町字下深田、中野町字横畔、中野町字弥助堀、中野町字北背戸

鳥取県告示第四百四十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項後段の規定による安部彦名団地土地区画整理事業（第二工区）の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称
 同上の区域（昭和六十三年九月六日現在の地番による。）

安倍
 安倍字組板西三〇四、三三八の二、三三九から三四一までと一体となす国有地の一部
 安倍字船入沖の全域

安倍字組板西
 安倍字組板西のうち三〇四、三三八の二、三三九から三四一までと一体をなす国有地の一部以外の区域

彦名町
 彦名町字二番川灘一二三の二、一二四の一、一二五の二、一二六の二から一二六の四まで及びこれらと一体をなす国有地
 彦名町字坂口新田一、一六八三の三、一六八三の五、一六八三の七から一六八三の九まで及びこれらと一体をなす国有地

彦名町字二番川灘
 彦名町字二番川灘のうち一二三の二、一二四の一、一二五の二、一二六の二から一二六の四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

彦名町字坂口新田一
 彦名町字坂口新田一のうち一六八三の三、一六八三の五、一六八三の七から一六八三の九まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

廃止する字の名称
 安倍字船入沖

鳥取県告示第四百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大栄町土地改良区から役員の仕事に生じた旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理事 石原 正	
変更前	東伯郡大栄町大字西高尾八四七―三八
変更後	東伯郡大栄町大字西高尾八四七―三九三

鳥取県告示第四百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八條第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり日野村本郷土地改良区から清算人が就任した旨の届出があったので、同法第六十八條第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により告示する。

平成元年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した清算人の氏名及び住所

松本竹治 日野郡日野町本郷一四三八―二

生田和幸 " 二九一

柴田 税 " 四四五

川上一正 " 一〇九六

中原利之 " 五四

宮田格夫 " 八〇九

平成元年一月二十六日付鳥取県達第二十号による解散命令により理事が就任 任期清算終了まで

鳥取県告示第四百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日吉津村が行う土地改良改良事業に係る日吉津地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百四十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

平成元年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	変 更 前		変 更 後	
	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
三二一三号	東伯郡関金町大字関金宿字上天 王九七三十一地先から同町大字 山口字西河原其一大東大河原八 三八地先まで	六・〇〇 一三七・五	七、八九〇	東伯郡関金町大字関金宿字上天 王九七三十一地先から同町大字 山口字西河原其一大東大河原八 三八地先まで
	東伯郡関金町大字関金宿字上天 王九七三十一地先から同町大字 西中曾谷二六二八一〇地先ま で	一一・二二 一一二・四	二、四〇〇	

鳥取県告示第四百五十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定に基づき、境港市長から米子境港都市計画事業上道中野土地区画整理事業施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成元年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百五十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定に基づき、鳥取県住宅供給公社から安倍彦名団地土地区画整理事業（第二工区）施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成元年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成元年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画用途地域

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 商業地域

変更する部分

米子市弥生町、末広町及び大工町

2 準工業地域

変更する部分

米子市弥生町及び末広町

削除する部分

米子市大工町

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第四百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成元年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路 三・三・七号米子駅境線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

変更する部分

米子市加茂町二丁目、西町及び内町

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第四百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成元年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路 一・四・一号河原鳥取線及び三・三・二号西円通

寺裁判所線（変更前三・三・二号八坂裁判所線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 一・四・一号河原鳥取線

追加する部分

鳥取市西円通寺字柚ノ木並びに長谷字財原、字川向、字砂田及び字中島

2 三・三・二号西円通寺裁判所線(変更前三・三・二号八坂裁判所線)追加する部分

鳥取市西円通寺字柚ノ木、長谷字財原、字川向、字砂田、字中島、字内中島、字外内島及び字藤ヶ森、円通寺字茶屋土居、字土橋、字外町屋敷、字上西井古、字下西井古及び字小保寺、八坂字小保手南、字小保手西及び字小保手古並びに国安字小保手尻
変更する部分

鳥取市八坂字玉津河原、国安字小保手、字宮ノ上、字宮ノ元、字土手ノ内、字居村、字瀬戸川、字三ツ井、字高土手及び字一里塚並びに叶字大向、字八反田及び字河原口

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第四百五十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づき、八頭中央都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成元年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

八頭中央都市計画道路 一・四・一号河原鳥取線、三・五・四号徳吉西円通寺線、三・四・一号郡家東線(変更前二等大路第二類第二号郡家東線)、三・五・一号郡家停車場線(変更前二等大路第二類第一号)、三・五・二号郡家停車場久能寺線(変更前二等大路第三類第一号郡家停車場久能寺線)及び三・五・三号郡家南線(変更前二等大路第三類第二号郡家南線)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 一・四・一号河原鳥取線
追加する部分

八頭郡河原町大字高福字長通り、大字徳吉字上河原、字中河原、字下河原及び字水口、大字今在家字中河原及び字古屋敷、大字片山字畑物場、字下沖、字恵比須木、字切岩、字上土居、字村ノ前、字下土居、字連正寺、字見平、字乙見平、字水出、字乙水出、字宮ノ下々、字出字出ノ谷及び字瀧山、大字稲常字宮ノ上及び字向河原、大字袋河原字下内河原、大字布袋字下モ三味、字上ミ三味、字土手ノ下、字東浦字新田、字東屋敷、字堂光寺及び字北土居並びに大字西円通寺字畑ケ中

2 三・五・四号徳吉西円通寺線
追加する部分

八頭郡河原町大字高福字長通り、大字徳吉字上河原、字中河原及び

字下河原、大字今在家字中河原及び字古屋敷、大字片山字下沖、字恵

比須木、字村ノ前、字下土居、字連正寺、字村ノ下モ、字見平、字水

出、字乙水出、字宮ノ元、字宮ノ下タ、字州及び字瀧山、大字稲常字

宮ノ上ミ及び字向河原、大字袋河原字上内河原及び字下内河原、大字

布袋字道東、字下モ三味、字上ミ三味、字砂子、字土手ノ下、字東浦、

字東屋敷、字堂光寺及び字北土居並びに大字西円通寺字畑ケ中

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第四百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一第一項の規定に基づき、

倉吉都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条

第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において

準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の

縦覧に供する。

平成元年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路 三・四・七号鴨川町秋喜線、三・四・十号倉吉由

良線、三・五・八号新倉吉線、三・五・十八号瀬崎町金森町線及び三・

六・二号小鴨川沿線

二 都市計画を変更する土地の区域

1 三・四・七号鴨川町秋喜線

変更する部分

倉吉市福守町字乾ケ瀬及び字下屋敷

削除する部分

倉吉市鴨川町字砂畑

2 三・四・十号倉吉由良線

追加する部分

倉吉市福守町字下高見堂及び字下屋敷、大正町二丁目並びに新町三

丁目並びに字中島、字下中島、字金森、字西大流、字牟町、字布留舎

沖及び字早樹

変更する部分

倉吉市和田字中島、鴨川町字砂畑、金森町並びに旭田町並びに字東

大流、字見取及び字長門土手

削除する部分

倉吉市和田字下畑田及び字中河原、福吉町、西岩倉町、東岩倉町並

びに瀬崎町並びに字西出口及び字東出口

3 三・五・八号新倉吉線

変更する部分

倉吉市大正町二丁目、旭田町及び金森町

4 三・五・十八号瀬崎町金森町線

追加する部分

倉吉市金森町、旭田町、福吉町、西岩倉町、東岩倉町及び瀬崎町並

びに字東大流、字見取、字長門土手、字西出口及び字東出口

5 三・六・二号小鴨川沿線

追加する部分

倉吉市和田字中島及び字下畑田

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第四百五十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十三年十二月十三日 鳥取県指令受米土維第千四十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市西福原字大沢六

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市米原六三六

八幡字一

鳥取県告示第四百六十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部砂防利水課及び各管轄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成元年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 4

一 名称

西大路地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱五号を直線で結んだ線により囲まれた区域（昭和五十六年三月鳥取県告示第二百八十六号で指定した区域を除く。）

土 地 標 柱

鳥取市西大路字土居一〇〇 一号

字大谷北ヒラ一六二 二号

一六〇一一 三号

字土居一一六 四号

一一四 五号

二 名称

2 区域

尾原地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十六号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十六号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土地 標柱

倉吉市尾原字御影三六二一六 一号

三六五一四 二号

三六五一 三号

三六七一一 四号

三六六一三 五号

三五九一一 六号

三四四一一 七号

三四六 八号

三三八一一 九号及び十号

字立原五二八一九 十一号

五二七一六 十二号及び十三号

字御影三四〇一二 十四号

三四一三 十五号

三四一 十六号

三 1 名称

宇野地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次に

直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号を直線で結んだ線により囲まれた区域（昭和四十七年九月鳥取県告示第六百一十一号で指定した区域を除く。）

土地 標柱

東伯郡羽合町大字宇野字石脇七五六一一 一号

七三五一一 二号及び三号

字北尾五六七 四号

字東屋敷八六三 五号

八二一一三 六号

八七八一一 七号

字石脇七六二一三 八号

四 1 名称

本泉地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土地 標柱

東伯郡三朝町大字本泉字宮ノ前二一九 一号

二二〇 二号及び三号

字宮ノ馬場八七六 四号から六号まで

字宮ノ前二五八 七号

二四九 八号

二二六一一 九号

五 1 名称

倉坂地区急傾斜地崩壊危険区域 二二二 十号

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱七号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

東伯郡東伯町大字倉坂字日當四五三 一号

字家ノ上一二五九 二号

一二五八 三号

字清水平一二六一一 四号及び五号

字日當四四三一 六号

四五七一 七号

六 1 名称

福井地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱五号を直線で結んだ線により囲まれた区域（昭和四十九年四月鳥取県告示第三百五十三号で指定した区域を除く。）

土 地 標 柱

西伯郡淀江町大字福井字村上屋敷二二七 一号及び二号

字東畑ヶ谷二六九一 三号

七 1 名称

字村下屋敷二三四 四号
字村上屋敷二二六 五号

江尾地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱四号を直線で結んだ線により囲まれた区域（昭和四十六年十一月鳥取県告示第九百五十号で指定した区域を除く。）

土 地 標 柱

日野郡江府町大字江尾字町尻瀧下四七一九地先国有地 一号

字イチャウノ段一二五 二号

字銀杏ノ段一三四一〇 三号

字上宮ノ段四八一二 四号

鳥取県告示第四百六十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第二項の通知をした同条第一項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる二以上の構えをなす建築物について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

建築物に係る一団地の区域
米子市彦名町一〇、一一及び七〇一から七〇一四まで

鳥取県告示第四百六十二号

鳥取県建築基準条例（昭和四十七年十二月鳥取県条例第四十三号）第二
条第一項の規定により、災害危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課及び各管轄土木事務所並びに関係
市役所及び関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成元年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名称

東大路地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次に
直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号を直線で結んだ線により囲ま
れた区域

土 地 標 柱

鳥取市東大路字土居一二一 一号

” 字向山一八五 二号及び三号

” 中大路字向山二七一 四号

” 二六六 五号及び六号

” 東大路字土居一二五 七号及び八号

二 名称

東大路第二地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に
直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲ま
れた区域

土 地 標 柱

鳥取市東大路字家ノ前一三五 一号

” 中大路字大谷東ヒラ二六〇 二号

” 東大路字正覚谷一七四 三号及び四号

” 一七一―四 五号

” 字前田一五九―三 六号

” 一六〇―八 七号

” 一六〇―一 八号

” 一六五 九号

三 名称

上砂見地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十六号までを順次
に直線で結んず線及び標柱一号と標柱十六号を直線で結んだ線により
囲まれた区域

土 地 標 柱

鳥取市上砂見字東下土居七六五 一号

字東下土居山一二八一 二号及び三号

一二七九 四号

一二七五一 五号及び六号

一二六四一 七号及び八号

一二六五 九号

字東下土居七一三 十号

字繩手七〇七 十一号

字東下土居七一一 十二号

七二三 十三号

七二八一 十四号

七三〇 十五号

七五三 十六号

四1 名称
中村地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号と標柱二号を昭和五十年三月鳥取県告示第二百五十三号で指定した急傾斜地崩壊危険区域の境界線に沿って結んだ線、標柱二号から標柱六号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱六号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土地 標柱

鳥取市中村字椎木五〇〇 一号から三号まで

字椎木上分三九六一 四号から六号まで

五1 名称

早野地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱七号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土地 標柱

八頭郡智頭町大字奥本字半田四六一 一号

九七〇 二号

九七四 三号

九七四 四号

字下モ土居五一九 五号

字半田四九〇一六 六号

四七六一二三 七号

六1 名称
篠坂地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱七号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土地 標柱

八頭郡智頭町大字篠坂字下モ田一五五地先国有地 一号

字倉谷下モ五九五 二号

五九二一一 三号

字倉谷西平五九一一三 四号

字往來ノ上へ谷ノ下モ三四三一 五号

支店 東伯郡大栄町大 字由良宿 鳥取県果樹試験場 鳥取県園芸試験場 鳥取県立由良育英高等 学校	支店 大栄支店 東伯 字由
郡大栄町大 良宿 鳥取県果樹野菜試験場 鳥取県立由良育英高等 学校	西伯支店 西伯郡西伯町法 勝寺
鳥取県賀祥ダム建設事 務所 鳥取県中小家畜試験場	西伯支店 西伯郡西伯町法 勝寺 鳥取県中
小家畜試験場	境南支店 境港市竹内町 鳥取県立境港工業高 学校
等 を 境南支店 境港市竹内町 鳥取県水産試験場 鳥取県立境港工業高等 学校	鳥取県立生涯 ター
第二号の表株式会社鳥取銀行の項中 鳥取県立社会教育セン ター	鳥取市南吉方一 丁目 鳥取市南吉方一 丁目
学習セン に、 岩美支店 岩美郡岩美町大 字浦富 鳥取県立岩井長者寮 鳥取県水産試験場 鳥取県岩美警察署 鳥取県立岩美高等学校	鳥取市南吉方一 丁目 鳥取市南吉方一 丁目

を
 岩美支店
 岩美郡岩美町大
 字浦富
 鳥取県立岩井長者寮
 鳥取県岩美警察署
 鳥取県立岩美高等学校
 に改める。

第三号の表株式会社鳥取銀行の項中「株式会社山陰合同銀行御来屋支店」
 を「株式会社山陰合同銀行名和支店」に改め、同表株式会社扶桑相互銀行
 の項中「株式会社扶桑相互銀行」を「株式会社ふそう銀行」に、「株式会
 社山陰合同銀行御来屋支店」を「株式会社山陰合同銀行名和支店」に、

「境支店」を「境港支店」に改め、同表米子信用金庫の項、名
 和町農業協同組合の項及び御来屋漁業協同組合の項中「株式会社山陰合同
 銀行御来屋支店」を「株式会社山陰合同銀行名和支店」に改める。

鳥取県告示第四百六十四号
 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第九
 条第一項の規定に基づき、農業振興地域整備計画を定めたので、同法第十
 二条第一項の規定により、次のとおり告示する。
 その計画書は、鳥取県農林水産部農政課及び日野地方農林振興局に備え
 置いて縦覧に供する。

平成元年三月三十一日
 鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名称

広域整備計画（狭い範囲の調整団地整備計画）

二 対象地域

日南農業振興地域及び日野農業振興地域

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定に基づき、平成元年度第1次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり公告する。

平成元年3月31日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 採用する自衛官

二等陸士、二等海士及び二等空士

2 募集期間

(1) 男子 平成元年4月1日から同年6月30日まで

(2) 女子 平成元年3月1日から同年5月31日まで

3 試験期日

(1) 男子 募集期間中の毎日。ただし、次に掲げる日を除く。

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休

日

(2) 女子 平成元年6月8日

4 試験場

(1) 男子

鳥取市鍛冶町18-3

自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市山根字早見田540-1 パールビル内

自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市東町327 古矢ビル内

自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

(2) 女子

米子市両三柳2603

陸上自衛隊米子駐屯地

5 採用予定月

(1) 男子 募集期間中の毎月

(2) 女子 平成元年8月

6 その他

(1) 応募資格

採用予定月の1日現在で満18歳以上25歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第88条第1項に定める欠格事項に該当しないものとする。

(2) 試験科目

ア 筆記試験（国語（作文を含む。）、社会及び数学）

イ 身体検査
ウ 口腔検査
エ 適性検査

正 誤

昭和六十三年十二月鳥取県告示第千七百七十六号（保安林の指定予定について）中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

七 上 五 及び六八九八（以上六筆 八九八・九〇五・九〇

六（以上八筆

平成元年二月鳥取県告示第百二十号（結核予防法による医療機関の指定の辞退について）中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

頁 段 誤 正

四 上 平成元年一月二十五日

平成元年一月二十三日

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百円（送料を含む。）】